（特別調整交付金の額の算定に関する特例）

第七条　当分の間、特別調整交付金の額は、第六条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一　（略）

二　第七条第一項第一号のうち結核性疾病及び精神病に係る額（特別療養給付に係る額であつて、当該疾病に係るものを除く。）の占める割合（以下「結核性疾病等給付額割合」という。）が百分の十五を超える市町村が属する都道府県にあつては、当該各市町村における次に掲げる額の合算額の総額

イ　市町村調整対象需要額に結核性疾病等給付額割合から百分の十五を控除して得た割合を乗じて得た額の十分の八以内の額

ロ　市町村調整対象需要額に百分の一を乗じて得た額に、別に定める割合（次号において「補助率」という。）を乗じて得た額以内の額

三　結核性疾病等給付額割合が百分の十四を超え百分の十五以下である市町村が属する都道府県にあつては、当該各市町村における当該結核性疾病等給付額割合から百分の十四を控除して得た割合を乗じて得た額に補助率を乗じて得た額以内の額の総額

（削る）

（削る）

（特別調整交付金の額の算定に関する特例）

第七条　当分の間、特別調整交付金の額は、第六条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　（略）

二　第四条第一項の額のうち結核性疾病及び精神病に係る額（特別療養給付に係る額であつて、当該疾病に係るものを除く。）の占める割合が百分の十五を超える場合にあつては、同項の額に当該割合から百分の十五を控除して得た割合を乗じて得た額の十分の八以内の額

（新設）

（平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度における特別調整交付金の算定に関する特例）

第七条の二　平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度における第六条第二号の規定の適用については、同号中「第七十二条の三第一項」とあるのは「第七十二条の三第一項及び附則第二十四条第一項」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

別表第四（第七条関係）

一般被保険者に係る保険料収納割合（%）					減額率（%）
一般被保険者数1万人未満である市町村	一般被保険者数1万人以上5万人未満である市町村	一般被保険者数5万人以上10万人未満である市町村	一般被保険者数10万人以上である市町村		
90以上92未満	89以上91未満	88以上90未満	87以上89未満		5
87以上90未満	86以上89未満	85以上88未満	84以上87未満		7
84以上87未満	83以上86未満	82以上85未満	81以上84未満		9
81以上84未満	80以上83未満	79以上82未満	78以上81未満		11
78以上81未満	77以上80未満	76以上79未満	76以上78未満		13
75以上78未満	75以上77未満	75以上76未満	75以上76未満		15
75未満	75未満	75未満	75未満		20